

報 告 第 1 号

義務教育費国庫負担金の交付額の過大算定について

会計検査院が令和元年11月8日に公表した「平成30年度決算検査報告」において指摘がありました義務教育費国庫負担金の交付額の過大算定について、別紙のとおり報告いたします。

義務教育費国庫負担金の交付額の過大算定について

1 事案概要

会計検査院の「平成30年度決算検査報告（令和元年11月8日公表）」において、本県を含む11県において、義務教育費国庫負担金の算定に誤りがあり、負担金が過大に交付されているとの指摘があった。

【義務教育費国庫負担金とは】

義務教育費国庫負担法に基づき、国が都道府県に対して公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について、都道府県の実支出額と政令に基づいて都道府県ごとに算定した額（算定総額）のいずれか低い額の3分の1を負担するもの

2 誤りの内容

平成27年度の国庫負担金の算定について、根拠となる特別支援学校の標準学級数の算定に誤りがあった。重複障害を有する児童生徒は3人で1学級とすべきところを誤り、2つの学校の小学部において学級数が1学級ずつ多くなっていたことが原因。

その結果、4名分多く教職員の定数加算を受け、国庫負担金548万円を過大に受け入れていた。

(例)

学年	人数	正	誤	説明
1年	2人	1学級	1学級	1年生と2年生の計3名で1学級、3年生と4年生計3名で1学級とすべきところを、2年生と3年生の各1名、計2名を1学級としたため、1学級多くなっていたもの
2年	1人		1学級	
3年	1人	1学級	1学級	
4年	2人			

【↑正しくは2学級とすべきところ、3学級となっていた】

【参考】 特別支援学校（小・中学部）における標準学級数の算出基準
 単一障害学級 : 児童、生徒6人で1学級編成
 重複障害学級 : 児童生徒3人で1学級編成
 （公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）

3 今後の対応

- ・再発防止のため、標準学級の編成についてチェック体制を強化するため作業を見直す
- ・過大に受け入れた国庫負担金548万円を返還する（返還時期：令和2年3月末）